

傍聴人心得

- 1 傍聴人は、堺市選挙管理委員会傍聴規程を守り、係員の指示に従ってください。
- 2 傍聴人は、傍聴するときは、静粛を旨とし、次の事項を守ってください。
 - (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。
 - (3) はち巻、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
 - (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (5) みだりに席を離れないこと。
 - (6) 携帯電話、ラジオ、パソコン等の電気機器類の電源を切ること。
 - (7) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - (8) その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- 3 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音を行ってはならない。
ただし、特に委員長の許可を得たときは、この限りではない。
- 4 本票は、退場の際に返還してください。